

伊丹天神川病院訪問看護ステーション テンセカンド
重要事項説明書（医療保険）

1 事業所の概要

事業所名称	伊丹天神川病院訪問看護ステーション テンセカンド
所在地	兵庫県伊丹市荒牧南4丁目1-73グリーンヴィラ 205号室
連絡先	電話072-777-5512 FAX072-777-8102
管理者名	越智 美奈子
事業所番号	3390544 号
サービス提供地域	伊丹市 川西市 宝塚市 尼崎市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください

2 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（祝日、12月30日～1月3日を除く）
営業時間	午前9時～午後5時まで （ただし通常の訪問看護を行う時間は午前9時30分～午後4時30分）

3 事業所の職員体制

職種	常勤	
管理者（看護師）	1名	従業者の管理及び業務の一元的な管理
看護師・保健師	1.5名以上	訪問看護サービスの提供

4 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	(1) 伊丹天神川病院訪問看護ステーション テンセカンド（以下、本事業所という。）の看護師その他の従業員は、利用者の特性を踏まえて可能な限りその居宅において、精神症状悪化防止に資するように看護計画上の目標を設定して支援する。 (2) 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるよう努めるものとする。 (3) 本事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。 (4) 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業所、保健医療サービス及び福祉内容を遵守し、事業を実施するものとする。

5 サービス内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により看護師が定期的に訪問し、必要な支援を行います。

(1) 訪問看護計画書の作成

(2) 精神看護に関する内容

- ① 病状・障害の観察
- ② 症状相談
- ③ お薬の継続につながる助言・副作用の相談
- ④ 家事全般・金銭管理についての助言・指導
- ⑤ 健康管理（体温・脈拍・血圧の測定）、食事指導、生活リズムの助言
- ⑥ 家族調整・家族支援

(3) 生活援助に関する内容

- ① 社会資源の活用・相談
- ② 近隣・地域との付き合い方
- ③ ゴミの出し方・共有部分の清掃の仕方

(4) サービス提供にあたっては、医療保険証やマイナンバーカード、医療受給者証を確認させていただきます。被保険者資格等の内容に変更が生じた場合はお知らせ下さい。

6 利用料

(1) 利用料は、医療保険の法定利用料に基づく金額です。

利用者負担金は伊丹天神川病院訪問看護ステーション テンセカンド料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

(2) 利用料金のお支払い方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月 10 日以降に請求書を発行いたします。当事業所では、口座振替によるお支払い（引き落とし日 26 日）をお願いしています。指定の用紙にてお申し込みが必要です。

(3) 交通費

実施区域（伊丹市、川西市、尼崎市、宝塚市）以外の地域に訪問する場合は交通費 1,000 円を別途請求させていただきます。

(4) キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡をいただいた場合	不要です。
当日、訪問までのご連絡の場合	1,000 円を請求いたします。
訪問までにご連絡のない場合	1 提供あたりの料金の 100%を請求します。

※ただし、ご利用者の急な入院の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

7 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問看護サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該利用者家族、当該利用者に関わる相談事業所に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する訪問看護サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

<損害賠償保険>

保険会社名：社団法人 全国訪問看護事業協会

保 険 名 ：訪問看護事業者賠償責任保険

保障の概要：訪問看護事業者やその従業員が、業務の実施に際して利用者などの第三者に怪我をさせてしまったり、財物を滅失・破損もしくは汚損した結果、法律上の損害賠償責任を負った場合に、その損害を補償する。

8 利用者の解除等

利用者は事業所に対し、いつでもこの契約の解除を申し込むことができます。

この場合には 7 日以上の予告期間を経て届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

9 事業所の解除権

事業所は利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文章により、当契約を解除することが出来ます。

10 契約の終了

次のいずれかの事由が発生したときは、当契約は終了するものとします。

- (1) 8 に基づき利用者から解除の意思がなされ、予告期間が満了したとき。
- (2) 9 に基づき事業所から解除された時。
- (3) 利用者が死亡した時。
- (4) 主治医が認めた時。

11 ハラスメント行為の禁止

事業所では「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に則り、ハラスメント対策を行っております。

業務中に看護師等の心身に危険が生じ、又は生じるおそれがある場合であって、その危害の発生または再発生を防止する事が著しく困難である等、利用者に対して訪問看護を提供する事が著しく困難であると管理者及び主治医が判断した場合は、訪問看護契約の解除をすることがあります。

12 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下「業務改善計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

感染症及び災害時に関わる業務継続計画を策定し速やかにサービス再開に努めます。

13 衛生管理等

当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。なお、看護師等の清潔及び健康状態について、必要な管理を行います。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しています。

14 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその発生を防止する為次の措置を講ずるものとしします。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止の為の定期的な研修の実施を行います。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施する為に担当者を置きます。
- (4) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業員又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)に虐待を受けたと思われる事案を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとしします。

15 身体拘束等の禁止

ステーションは、サービス提供に当たっては、利用者もしくは他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という)を行わないものとしします。

ステーションは、身体拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の甲の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとしします。

16 相談窓口、苦情対応

苦情があった場合は、ご利用者の状況を把握するために必要に応じ訪問を実施し、聞き取りや事情の確認を行ないます。把握した内容をもとに検討を行ない、今後の対応を決定します。必要に応じて関係者への連絡調整を行ない、利用者に対して、対応方法や結果の報告を行ないます。

連絡窓口	(相談・苦情・キャンセル連絡など)
TEL	072-777-5512
担当部署	伊丹天神川病院訪問看護ステーション テンセカンド
担当者	管理者 越智 美奈子
受付時間	午前9:00~午後5:00

※ご不明な点は上記連絡先へお尋ねください。ご相談については各市町村、国民健康保険団体連合会でも受付けております。

※当事業所以外でのサービス内容に関する相談・苦情窓口

伊丹市健康福祉部 地域福祉室障害福祉課	所在地 兵庫県伊丹市千僧1-1 電話 072-784-8032 FAX 072-784-8036 受付時間 9:00~17:30
宝塚市健康福祉部 福祉推進室障害福祉課	所在地 兵庫県宝塚市東洋町1-1 電話 0797-77-9110 FAX 0797-72-8086 受付時間 9:00~17:30
兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9-1-1801 電話 078-332-5617 FAX 078-332-5650 受付時間 8:45~17:15

17 個人情報に関する基本方針（プライバシー・ポリシー）

秘密の保持と個人情報の保護について

- ① 利用者およびその家族に関する秘密の保持について事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する業務は、契約が終了した後も継続します。従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- ② 個人情報の保護について事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報を利用しません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、家族の個人情報を利用しません。事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示する事とし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は遅滞なく調査を行い、利用目的の達成のために必要な範囲内で訂正等を行うものとします

【個人情報に関する窓口】	窓口責任者 越智 美奈子 ご利用時間 午前9:00~午後5:00（日祝休み） ご利用方法 TEL:072-777-5512
--------------	---

年 月 日

個人情報の保護について、利用目的の使用に同意します。

ご利用者	住 所	
	氏 名	
代理人	住 所	
	氏 名	

18 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる主治医・救急隊・親族・相談支援事業所など、関係各位へ連絡します。

主治医	病 院 名	
	主治医氏名	
	連 絡 先	
ご家族 (第1連絡先)	フリガナ 氏 名	(続柄：)
	ご連絡先	ご住所 (—)
		ご自宅電話番号： 携帯電話など：
ご家族 (第2連絡先)	フリガナ 氏 名	(続柄：)
	ご連絡先	ご住所 (—)
		ご自宅電話番号： 携帯電話など：
主治医・ご家族などへの 連 絡 基 準		

※24時間対応体制加算（1月につき 6,520円）（例：1割負担の方は652円）

利用者またはその家族などから、電話などにより看護の意見を求められた場合に対応します。
ただし、緊急時に訪問した場合は別途費用がかかります。

同意する ・ 同意しない

担当者_____より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

年 月 日

ご利用者	住 所	
	氏 名	
代理人	住 所	
	氏 名	

署名代行理由：